



ベトナムのインターネットサービス及び オンライン情報の管理、提供、利用に関する新議定の概要

1. はじめに
2. 本件議定の概要
3. 終わりに

弁護士 萩原 亮太
 弁護士(ベトナム資格) グエン・ティ・ホアイ・イエン
 弁護士(ベトナム資格) ダオ・ハイ・リン
 弁護士(ベトナム資格) グエン・ドゥク・ホア

本ニュースレターは東京共同会計事務所の2025年3月27日付け Vietnam Newsletter に寄稿したものです(<https://www.tkao.com/news/newsletter-2025-1/>)。

1. はじめに

インターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供、利用に関する議定(Decree No. 147/2024/ND-CP、以下「本件議定」といいます。)が、2024年11月9日に制定され、同年12月25日から施行され(本議定第83条第1項)、本件議定の施行に伴い、Decree No. 72/2013/ND-CP((Decree No. 27/2018/ND-CP、Decree No. 150/2018/ND-CP 第2条により修正補充)、以下「旧議定」といいます。)は廃止されました(本件議定第83条第2項)。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。
 本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2025

本件議定は、ベトナム国内の組織及び個人のみならず、ベトナムのインターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供、利用に直接参加し又は関連する外国の組織及び個人も適用対象としているため(本件議定第 2 条)、ベトナム企業のみならず、日本企業のような外国企業にも適用される可能性があります。また、本件議定は旧議定に比して厳格な規定を定めており、事業に大きな影響を及ぼす可能性も否定できません。そこで、本稿において紙面の許す限り、特に重要と思われる点につき、本件議定の概要を取り上げます。

2. 本件議定の概要

(1) 越境での情報提供に関する規定の厳格化

旧議定は、外国における組織・個人が、ベトナムの利用者がサービスにアクセス又は利用する公的情報を提供するために、電子情報ページ、ソーシャルネットワーク、オンラインアプリケーション、検索サービス、及びインターネット上のその他同等の類型を使用することを、「越境での公的情報提供」と定義し、越境での公的情報提供を行う外国の組織・個人の責任を規定する等していました(旧議定第 22 条、Circular No. 38/2016/TT-BTTTT 第 2 条第 1 項、第 3 条等)。

これに対し、本件議定は、外国における組織・個人が、ベトナムのサービス利用者をサービスにアクセスさせ又は利用させるために、インターネット上で情報の提供及び情報コンテンツサービスを提供することを「越境での情報提供」として定義し直しました(本件議定第 3 条第 3 号)。

そして、ベトナムに越境で情報提供する外国の組織・企業・個人は、本件議定の規定及びベトナムの関連する法令の規定を遵守しなければならないとし(本件議定第 23 条第 1 項)、更に、ベトナムに越境で情報提供する外国の組織・企業・個人が、(a)ベトナムでデータストレージスペースのレンタルサービスを使用した、又は(ii)1 か月間にベトナムからの定期的な訪問者の総数(6 か月連続の期間の平均統計データ)が 10 万以上である場合、上記の一般的な責任を加えて、概要以下の責任を負うとされ、特に、ソーシャルネットワークサービスに関する規制が厳格化されている点には留意が必要と思われる(本件議定第 23 条第 3 項各号等)。

- (A)ベトナムでデータストレージスペースのレンタルサービスを使用した時点、又は上記訪問者数を満たした時点から 60 日以内に、ベトナムの国家機関に対し連絡先情報を通知すること(同項第 a 号)。
- (B)知的財産に関する規制に基づいてベトナムの報道機関から引用された情報を提供する場合、当該ベトナムの報道機関とコンテンツに関する協力合意を実施すること。協力合意には、合意期間、使用される内容及び範囲、各当事者の責任、利益の支払方法又は形態の基本情報が含まれている必要があり、協力合意に達することができない場合には、越境で情報提供する外国の組織・企業・個人は、ベトナムの報道機関からの引用情報を使用又は表示できないこと(同項第 d 号)。
- (C)ソーシャルネットワークのアカウント登録時に、ベトナムからのサービス利用者の情報(氏名、生年月日、ベトナムの携帯電話番号(又は個人識別番号))を保存すること。ソーシャルネットワークサービスの利用者が子供(16 歳未満)である場合、子供の父母又は民事法令に従った監護者は、当該父母又は監護者の情報でアカウント登録をし、児童のソーシャルネットワーク上の情報のアクセス、掲載及び共有内容を監視、管理する責任を負うこと。書面での要求がある場合、情報通信省、公安省、権限を有する機関に対しベトナムでのサービスの利用者の情報を提供すること。サービスの利用者が、ベトナムに越境で情報提供する外国の組織・企業・個人に対し、広告、宣伝又はその他の組織・個人に提供する目的で自身の情報を使用することを許可するか否かを決定する権利を有することを確保すること。法令の規定に従った保存期間終了後にサービスの利用者の情報の削除を実施すること(同項第 dd 号)
- (D)ベトナムの電話番号で、ソーシャルネットワークサービスの利用者のアカウントの認証を実

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

施すること。利用者がベトナムの電話番号を有さないことを確認した場合にのみ、ソーシャルネットワークサービスを提供する外国組織・企業・組織は、電子識別及び認証に関する法令の規定に従って個人識別番号でアカウントの認証を実施すること。ソーシャルネットワークサービスの利用者がライブストリーミング機能を商業目的で利用する場合、電子識別及び認証に関する法令の規定に従って個人識別番号でアカウントの認証を実施すること。認証済みのアカウントのみが、ソーシャルネットワーク上での、情報の投稿(記事執筆、コメント、ライブストリーミング)及び情報の共有ができるようにすること(同項第 e 号)

※ソーシャルネットワークサービスを提供する国内外の組織、企業又は個人は、本件議定の施行日から 90 日間に、アカウントを認証するとされています(本件議定第 82 条第 10 項)。

- (E)アプリケーションストアを提供する外国の組織・企業・個人は、情報通信省、公安省、権限を有する機関の要求がある場合、法令に違反するアプリケーションの削除を実施しなければならないこと。ベトナムの支払いに関する法令の規定を遵守すること。ベトナムのプレイヤーにオンラインゲームサービスを提供する企業に対し、アプリケーションストアにゲームを掲載する際に、オンライン G1 ゲームの発行決定書又はオンライン G2、G3、G4 ゲームの発行通知確認書を提供するよう要求すること。オンラインゲームサービスを提供する企業は、アプリケーションストアに提供する情報と文書の誠実性に責任を負わなければならないこと(同項第 k 号)。

(2) オンラインゲームサービスに関する規定の厳格化

オンラインゲームサービスとは、プレイヤーがオンラインゲームをプレイするためのネットワークへのアクセス可能性を提供することと定義されており(本件議定第 3 条第 34 号)、これは旧議定の定義から変更はありません(旧議定第 3 条第 9 号)。

まず、ベトナムのユーザーにオンラインゲームサービスを提供する外国の組織・個人は、ベトナムでオンラインゲームサービスを提供する企業を設立する必要があるとされており(本件議定第 23 条第 1 項、第 37 条第 4 項)、この点も旧議定から変更はありません(旧議定第 31 条第 4 項)。但し、本件議定では、越境でのサービスの提供の場合についてもベトナムでオンラインゲームサービスを提供する企業を設立する必要がある旨明記されている点には留意が必要と思われる。

また、ベトナム法令上、オンラインゲームは、G1(企業のゲームサーバーシステムを通じて同時に多数のプレイヤー間での相互作用を有するゲーム)、G2(プレイヤーと企業のゲームサーバーシステム間の相互作用のみを有するゲーム)、G3(多数のプレイヤー間での相互作用を有するが、プレイヤーと企業のゲームサーバーシステム間の相互作用がないゲーム)、G4(オンライン経由でダウンロードされ、プレイヤー間及びプレイヤーと企業のゲームサーバーシステム間の相互作用がないゲーム)の 4 つに分類されています(本件議定第 37 条第 1 項第 a 号ないし第 d 号)。

そして、本件議定では、①G1 のオンラインゲームを提供するには、(a)オンライン G1 ゲームサービス提供許可証及び(b)オンライン G1 ゲーム発行決定書が、②G2、G3、G4 のオンラインゲームを提供するには、(a)オンライン G2、G3、G4 ゲームサービス提供証明書及び(b)オンライン G2、G3、G4 ゲームサービス発行通知確認書が必要とされています(本件議定第 37 条第 2 項、第 3 項)。

この基本的な枠組み自体は旧議定と本件議定とである程度共通していますが(旧議定第 31 条第 2 項、第 3 項)、本議定は、旧議定に比して以下の点で厳格化されています。

(a)提供許可証(上記①(a)、②(a))の発給条件

まず、提供許可証の発給条件に関し、旧議定では、G1 のオンラインゲームか、G2、G3、G4 のオンラインゲームかで大きな違いがありました(旧議定第 32 条第 1 項、第 33 条)、本件議定では、G1 のオンラインゲームと G2、G3、G4 のオンラインゲームの提供証明書の発給条件は、

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2025

若干の差異はあるものの、ほぼ同じ内容とされ(本件議定第 39 条第 1 項、第 48 条第 1 項)、旧議定に比して、G2、G3、G4 のオンラインゲームの提供証明書の発給条件は大幅に厳格化されています。

また、具体的な発給条件に関しても、本件議定では、G1 のオンラインゲームと G2、G3、G4 のオンラインゲームの何れにも適用される発給条件の一環として、旧議定にはなかった以下の条件を追加しており、発給条件が厳格化されています。

- バトナムの携帯電話番号でプレイヤーのアカウントの認証を実施し、認証されたアカウントのみがゲームに参加できることを確保する技術設備システムを備えること(本件議定第 39 条第 1 項第 dd 号、第 48 条第 1 項第 dd 号)
- 18 歳未満のプレイヤーの 1 日のプレイ時間(00:00 から 24:00 まで)が各ゲームで 60 分を超えず、企業が提供する 18 歳未満のプレイヤー用の全てのゲームで 1 日 180 分を超えないことを確保する技術設備システムを備えること(本件議定第 39 条第 1 項第 e 号、第 48 条第 1 項第 e 号)
- プレイヤーのアカウント名、サービス利用時間並びに仮想アイテム、報酬ポイント及び仮想単位の所有権に関する情報を含むプレイヤーのサービス利用過程に関する情報の完全な保存、継続的かつ正確な更新を確保するための、プレイヤーのアカウントの内容及び情報を管理する措置を有すること(本件議定第 39 条第 1 項第 i 号、第 48 条第 1 項第 i 号)

(b)オンライン G2、G3、G4 ゲームサービス発行通知確認書(上記②(b))の発給条件

旧議定では、所定の書式(旧議定付録 I 書式 No.21)に従ったオンラインゲームサービス提供通知書を当局に提出し、当局からオンラインゲームサービス提供通知確認書の発給を受けることとなっていたところ(旧議定第 33dd 条第 1 項、第 2 項)、このオンラインゲームサービス提供通知確認書の発給条件に関する規定はなかったため、書式上記載が必要な事項(企業名、責任者の氏名、オンラインゲームの名称・概要等)を記載して提出すれば、オンラインゲームサービス提供通知確認書の発給を受けられることになっていました。

これに対し、本件議定では、所定の書式(本件議定付録 I 書式 No.43)に従ったオンライン G2、G3、G4 ゲームサービス発行通知申告書を当局に提出するのみならず、更に一定の発給条件を充足した場合に限って、オンライン G2、G3、G4 ゲームサービス発行通知確認書の発給を受けられることとなり(本件議定第 52 条第 1 項、第 2 項)、オンライン G2、G3、G4 ゲームサービス発行通知確認書の発給条件が厳格化されたといえます。

(c)そのほか

オンライン G1 ゲーム発行決定書(①(b))及びオンライン G2、G3、G4 ゲームサービス発行通知確認書(②(b))の何れにも適用される発給条件の 1 つとして、ゲームがカジノ施設での賞品付きゲーム、トランプカード画像を使用するゲームを模倣するものではないことが追加されました(本件議定第 43 条第 1 項第 b 号、第 52 条第 1 項)。

また、オンラインゲームサービスの運営過程についても条件が追加され、例えば、オンラインゲームサービスを提供する企業は、法律に規定されている仮想アイテム、報酬ポイント及び仮想単位に関する規制(仮想アイテム、報酬ポイント及び仮想単位は、オンラインゲームの範囲内で、企業が報告した目的にのみ使用し、プレイヤー間で売買することはできないこと等)を遵守すること、ゲームカードの発行及び管理に関する規制(発行及び停止を国家機関に報告すること等)を遵守すること、児童保護に関する法律に従いオンラインで児童を保護するための対策を展開すること等が条件として追加されています(本件議定第 54 条第 5 項、13 項、15 項、第 56 条、第 57 条、第 58 条等)。

3. 終わりに

上記の点に加えて、本件議定には、移動体通信ネットワーク上での情報コンテンツサービスの提供(本件議定第 IV 章の第 70 条から第 78 条まで)、情報の監視、インターネット上の違法情報の防止及び削除(本件議定第 V 章第 79 条から第 81 条まで)に関する新しい規定も含まれています。

本件議定は、旧議定に比してインターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供、利用に関し厳格化した内容を規定していること、また、本件議定が施行されてから間もなく運用が暫く流動的である可能性があることを踏まえ、皆様がベトナムに進出し事業運営するにあたっては、今後の動向には引き続き中止するのが望ましいと思われま。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上